

# 令和2年 労働災害発生状況(確定値)

(休業4日以上の死傷者数)

常総労働基準監督署

## 業種別

業種	2年		元年		同期比	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品	41	1	42	-1	-1
	木材・木製品	5		9		-4
	化学工業	13		9		4
	金属製品	16		24		-8
	一般・電気・輸送用機械	16	1	18	-1	-2
	その他	33	1	22	-1	11
小計	124	3	124	-3	0	
建設業	土木工事	8		10		-2
	建築工事(木造除く)	12		7		5
	木造建築工事	2		4		-2
	その他の工事	14		9		5
小計	36		30		6	
陸上貨物運送事業	57	1	62	-1	-5	
畜産業	7		1		6	
小売業	25		19		6	
社会福祉施設	29		14		15	
飲食店	8		9		-1	
その他	61		55		6	
計	347	4	314	-4	33	

## 月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2年	28	36	33	22	21	35	29	29	30	31	13	40	347

## 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則(特化則)等を改正し、新たな告示を制定しました。

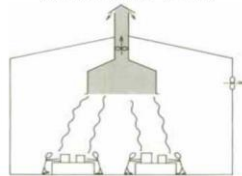
改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります(令和4年4月1日施行)

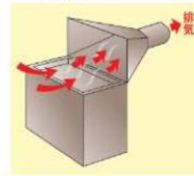
### 令和3年4月1日から施行の措置の一例

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。  
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者(→6ページ)が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



## 年齢別

年齢別	件数	率(%)
～19歳	7	2.0%
20～29歳	38	11.0%
30～39歳	76	21.9%
40～49歳	56	16.1%
50～59歳	81	23.3%
60歳～	89	25.6%

計 347

## 規模別

## 事故の型別

業種	食料品	木材・木製品	化学工業	金属製品	一般・電気・輸送用機械	その他	小計	規模別		墜落・転落	転倒	激突され	巻込まれ	こ切すれ	交通事故	動作の反動	その他	合計
								規模9人未満	規模10人～49人									
製造業	食料品	1	10	5	25	4	14	1	9	7		1	5	41				
	木材・木製品		2	1	2		1	4	2			1	1	13				
	化学工業	1	8	2	2	1	4	2	2	1			3	13				
	金属製品	5	6	3	2	2	2	7	3				2	16				
	一般・電気・輸送用機械	2	6	3	5	3	4	1	3	1			2	16				
	その他	5	13	7	8	3	5	3	6	2	1		5	33				
小計	14	45	21	44	13	28	7	28	15	1		11	124					
建設業	土木工事	3	5					1	1			2	3	8				
	建築工事(木造除く)	7	5			2	2		5	1		1	12					
	木造建築工事	2							1			1	2					
	その他の工事	8	6			4	3	1	10	4	2	2	14					
小計	20	16			6	3	1	10	4	2	4	36						
陸上貨物運送事業	2	32	13	10		17	6	8		2		10	57					
畜産業		5	2			3			1	1		1	7					
小売業	3	11	4	7		3	3	1	1	2	5	5	25					
社会福祉施設		21	6	2		3	8		1			2	29					
飲食店	2	6				1				1		1	8					
その他	11	17	5	28		8	23	2	7	3		11	61					
計	52	153	51	91	53	72	19	54	23	15		45	347					

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、( )内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。